欧州特許庁（EPO）、2026年4月1日に発効予定の改訂審査ガイドラインについてドラフトを公開、意見募集を開始

２０２６年３月２日
JETROﾃﾞｭｯｾﾙﾄﾞﾙﾌ事務所

欧州特許庁（EPO）は、2026年2月2日、2026年4月1日発効予定の改訂審査ガイドライン（EPC Guidelines、PCT-EPO Guidelines、UP Guidelines）のドラフトをウェブサイトにて公開し、意見募集（User consultation）を開始した旨、ニュースリリース等にて公表した。

１．EPC Guidelinesのドラフト

今回の改訂では、Euro-PCT出願（PCT出願のEPO国内段階）に関する情報を追加（Part A）、拡大審判部審決G1/23及びG1/24の反映（Part B, F, G）、カラー図面の処理を追加（Part A, H）、医薬用途発明の記載要件に関する章を追加（Part F）、規則80条に基づく異議申立段階での補正が手続きの効率性や一貫性を理由で裁量により却下されるものではないことを明記（Part H）、証拠の評価に関する明確化（Part D, E, G）、といった修正等が含まれる。具体的な修正内容は、当該ドラフトの変更履歴及び変更点のリスト（List of sections amended in 2026 revision）における「MAJOR AMENDMENTS（主な修正点）」、「MINOR AMENDMENTS（軽微な修正点）」等にて示されており、当該変更点には、以下のものが含まれている。

（１） MAJOR AMENDMENTS（主な修正点）

◆General Part（概要）

・欧州直接出願とEuro-PCT出願の定義を説明する小々節を新設（3.1, 3.2）
・欧州直接出願、Euro-PCT出願、外国出願に適用される法律に関する小々節を新設（3.3）
・AI利用に関する出願人の責任及びEPOのポリシーについての小節を新設（5）
・欧州直接出願とEuro-PCT出願の出願・審査フローに関する小々節を新設（6.1, 6.2）

◆Part A – Guidelines for Formalities Examination（方式審査に関するガイドライン）

・官報OJ EPO 2025 A49, A57に基づく、カラー図面の処理について記載（II, 5.42, III, 3.2, IV, 1.2.1, V, 2.2, VI, 1.3, IX, IX, 1.2, IX, 3, IX, 4.1, 4.2, IX, 7.1, IX, 7.5.4, IX, 10, XI, 5.2）
・優先権書類の認証謄本の提出の求めに関する小々節を新設（III, 6.7.3）
・実務の明確化：読みやすさのために段落区切りを挿入（III, 6.8.6）
・実務の明確化：願書と要約に記載された発明の名称の不一致について（III, 7.1）

・実務の明確化：代理人団体が代理権を持つときに、所属する個別の構成員では代理が行えないという過去の運用を削除（VIII, 1.2）
・実務の明確化：法律専門家が MyEPO で登録情報の詳細を管理できることについて（VIII, 1.3）
・官報 OJ EPO 2025, A48 に基づく、代理人団体が代理権を持つときに、所属する個別の構成員が代理を行えることについての小々節の新設（VIII, 1.4）
・規則 58 条に基づく、出願時に提出された図面に不備があった場合の差し替え提出に関する説明を小々節にして明確化（IX, 10.1）
・Euro-PCT 出願に関する章を新設（XII-XV）

◆Part B – Guidelines for Search（調査に関するガイドライン）
・拡大審判部審決 G1/24 を踏まえ、請求項の解釈において明細書及び図面の記載を参酌することを必須とする修正（III, 3.2）

◆Part C – Guidelines for Procedural Aspects of Substantive Examination（実体審査の手続面に関するガイドライン）
・補充欧州調査報告の有無それぞれの場合についての Euro-PCT 出願のフローに関する小々節を新設し、補充欧州調査報告が作成される場合の早期手続の要件を説明する小々節を新設（II, 1.2.1, II, 1.2.1.1, II, 1.2.2, II, 1.2.2.1）
・単一性の要件を満たさないことの通知について、誤りがあった場合や、出願人から不当であるとの主張がなされた場合や、出願人が追加手数料の全額を支払わなかった場合の扱いについての小々節を新設（III, 3.2.4）
・IPER を EPO の審査段階でどのように考慮するかについての小々節を新設（III, 4.1.3）
・共有エリアの利用方法と議事録作成に関する小々節を新設（VII, 2.6.1, VII, 2.6.2）
・電子メールにより書類が提出される際の署名が必要な場合と、個人情報の扱いについて明確化（VII, 3.3.）
・分割出願における新規事項の追加の判断に適用される原則の明確化（IX, 1.4）

◆Part E – Guidelines on General Procedural Matters（一般手続事項に関するガイドライン）
・口頭審理において代理権の証明を行う際に、登録情報への参照を示す運用に代えて、代理権証明書を提出する運用に変更（III, 8.3.1）
・官報 OJ EPO 2025, A32 に基づく、口頭審理の議事録が AI を用いて行われることについて記載（III, 10.1）
・口頭審理で説明に用いられた図面を議事録に残す方法の説明を追加（III, 10.3）
・証拠の評価において、自由心証主義が採用され、全ての証拠を考慮した上で、申し立てられた事項が真実であることを要することを記載（IV, 4.1, IV, 4.3）
・サーチ段階を対象とした早期審査（PACE）の廃止（VIII, 4, VIII, 4.1, VIII, 7）
・PPH 対象国にバーレーンを追加（VIII, 4.2）

・Part A, XII-XV に内容を移動（IX）

◆Part F – The European Patent Application（欧州特許出願）

・医薬用途発明の記載要件に関する小節を新設（III, 10）

・拡大審判部審決 G1/24 を踏まえ、請求項の解釈において明細書及び図面の記載を参酌することを必須とする修正（IV, 4.2）

・請求項の解釈において明細書及び図面の記載を参酌することを必須とする更新及びアミノ酸配列の相同性割合は技術的に意味のある最も制限の少ない方法で解釈されることを追加（IV, 4.6, IV, 4.24）

◆Part G – Patentability（特許性）

・証拠の評価において自由心証主義であることを明確化する更新（II, 5.3, IV, 7.2.2, IV, 7.3.4, IV, 7,5.2, IV, 7.5.3, V, 3）

・拡大審判部審決 G1/23 に基づき、先行技術の地位を得るために再現性は不要であることを明確化（IV, 2, IV, 7.2.1）

・臨床試験前のデータ及び臨床試験が新規性を否定する先行技術となる要件に関する小々節を新設（VI, 6.1.2.1）

・用途発明となり得る患者グループの特定に関する小々節を新設（VI, 6.1.2.2）

・作用機序を治療に利用する用途発明の特許適格性は、作用機序自体の発見のみでは足りず、作用機序が実際に治療用途に用いられることを見出す必要があることに関する小々節を新設（VI, 6.1.2.3）

・審決 T1688/20 を踏まえ、請求項に記載の数値範囲が先行技術文献が開示する数値範囲に含まれる場合に、新規性が否定されるかどうかは、請求項に記載の数値範囲が“gold standard”である直接的かつ一義的に先行技術に開示された数値範囲から導けるかどうかによることを追加（VI, 7）

・数値範囲の選択発明における“seriously contemplating”の判断基準の削除（VI, 7, VII, 12）

◆Part H – Amendments and Corrections（補正及び訂正）

・EPC 規則 80 条に基づく異議申立段階での補正が手続きの効率性や一貫性を理由で裁量により却下されるものではないことを明記（II, 3.1）

・拡大審判部審決 G2/21 に基づく、効果は出願当初の技術的教示に包含されており具体化されている場合に、進歩性を肯定する証拠となることを記載（V, 2.2）

・官報 OJ EPO 2025, A57 に基づく、図面の補正において、カラー図面を提出可能とする更新（V, 5）

（２） MINOR AMENDMENTS（軽微な修正点）

◆General Part（概要）

・人に対するいかなる参照もジェンダーニュートラルであることの宣言を追加（１）

・パブリックコメントと意見募集に関する小々節を新設（1.1, 1.2）

・小節のタイトルを更新（2）
・ガイドラインの最新アップデートと版に関する情報を更新（2.1）
・小節のタイトルの更新、EPC2000 への参照に関する明確化（2.2）
・内容の一部を小々節 3.4, 3.5 に移すことによる再構成（3）
・見出しの更新と内容の明確化（4）
・全ての EPC 加盟国は PCT 加盟国でもあることを明確化（7）
◆Part A – Guidelines for Formalities Examination（方式審査に関するガイドライン）
・Euro-PCT 出願に関する情報が Part A に統合されることによる更新（I, 1）
・General Part に合わせた表現ぶりに修正（I, 2）
・“MyEPO Portfolio”を“My EPO”に名称変更したことによる更新（II, 1.1.1, VIII, 3.3, X, 4.2.3）
・古くなった小々節を削除（II, 1.7）
・EPO Online Filing (OLF)の廃止を反映する更新（II, 1.1.1, II, 3.1, II, 4.1.1, III, 4.1, IV, 5, X, 5.2.4）
・官報 OJ EPO 2025, A49 に伴い、規則 49(2)の様式要件を満たしていない出願書類に是正を求めることを追加（II, 6.5）
・配列表の提出の求めについて、関連する官報の追加（III, 1.2）
・代理人の署名に関する明確化（III, 4.2.2）
・台湾の名称の更新（III, 6.2）
・2 つの段落を新しい A-III, 6.7.3 に移行（III, 6.7.2）
・請求項が 15 を超える場合の手数料を支払う請求項は、16 番目以降の請求項を選択することで行う必要があることを明確化（III, 9）
・小々節を削除して、掲載情報を A-XIII, 5 に移行（III, 11.2.5）
・古くなった小々節を削除（III, 11.3. 1 , III, 11.3.2, III, 11.3.3, III, 11.3.4, III, 11.3.5, III, 11.3.6, III, 11.3.7, III, 11.3.8, III, 11.3.9）
・一部の内容を A-XIII, 4.1, 4.1.1, 4.1.2 へ移行（III, 13.2）
・公認の博覧会情報が EPO ウェブサイトに掲載されることを更新（IV, 3.1, IV, 4.1）
・規則 33 条(2)の免除規定についての情報を追加（IV, 4.4）
・官報 OJ EPO 2024, A3 に基づく、各国への有効化手数料をゼロとしたことによる修正（IV, 6）
・翻訳文の訂正についての明確化（VII, 7）
・読みやすさのために小々節の表現を変更（VIII, 1.1）
・官報 OJ EPO 2025, A45 に基づく、委任状について記載（VIII, 1.7, VIII, 1.8）
・法的根拠の追加（VIII, 1.9）
・小々節を再構成（VIII, 1.10）
・小々節を更新（VIII, 2.4）
・官報 OJ EPO 2025, A52 に基づく、署名の必要性について記載（VIII, 3.2）

・強化された電子署名についての記載を削除（VIII, 3.3）
・タイトルの更新（IX, 4）
・自動引き落としの対象を 3 種類から選択できることを反映（X, 4.3）
・実務に沿った表現に修正（X, 5.1.1）
・一部の内容を A-XIII, 2 に移行（X, 5.2.1）
・拡大審判部審決 G1/12 と H-IV, 2 への参照を追加（X, 7.1.1）
・古くなった情報の削除（X, 7.2）
・表現の明確化（X, 9.2）
・記載されている勧告は、企業規模を決めるための職員数と財務の計算ルールを意味することを明確化（X, 9.3.1）
・A-XIII, 7 への参照を追加（X, 9.3.3）
・中小企業には、小規模企業は含まれないことを明確化（X, 9.4.1）
・日付について明確化（X, 10.2.5）
・European Patent Register についての情報を追加（XI, 2.1）
・官報 OJ EPO 2025, A65 に基づく、閲覧手数料について記載（XI, 2.2）
・官報 OJ EPO 2025, A69 に基づく、早期審査の廃止を反映（XI, 2.3）
・European Patent Register に統一特許の登録情報が含まれることを追加（XI, 4）
◆Part B – Guidelines for Search（調査に関するガイドライン）
・タイトルを更新し内容を明確化（I, 2.2）
・表現の修正（I, 2.2.2）
・補充的保護証明書が作成されない場合について追加（II, 4.3.1）
・規則 62a, 63 への参照を追加（II, 4.3.2）
・補充的保護証明書がどの請求項に基づくものであるかの明確化について追加（II, 4.3.3）
・PCT-EPO Guidelines への参照を追加（II, 4.4）
・読みやすさのために表現の変更（III, 3.11, VIII, 4.1）
・官報 OJ EPO 2025, A27, A28 に基づく、MyEPO に関する用語の更新（X, 11.1, X, 11.2, X, 11.4）
◆Part C – Guidelines for Procedural Aspects of Substantive Examination（実体審査の手続面に関するガイドライン）
・A-XIV, 6.3, 6.5 との重複を避けるために一部を削除（II, 1.2）
・削除された E-IX, 2.3.5.1 から内容を移行することに伴う再編（II, 5）
・C-IV, 5 から(iv)へ移行（III, 2）
・規則 161, 162, 70a に基づく通知に関する更新（III, 4）
・口頭審理の請求の有無を確認する必要についての明確化（IV, 3）
・補正要件を満たしていない場合の処理について明確化（IV, 5）
・冗長な情報の削除（IV, 7.3）

・誤った出願書類についての規則 71(3)に基づく通知について明確化（V, 4）
・規則 71(3)に基づく通知に対する補正を認めない場合の処理について追加（V, 4.10）
・口頭審理中に出願人から決定を求められた場合、出願人はそれ以上の意見陳述を希望していないと示唆されることを追加（V, 15.1）
・応対者が手続を行う資格を有しない者であることが分かった場合の処理を追加（VII, 2.2）
・面談の議事録作成が必須であることと、面談形式の明記について追加（VII, 2.4）
・共有エリアについての情報の追加（VII, 2.6）

◆Part D – Guidelines for Opposition and Limitation/Revocation Procedures（異議申立及び限定・取消手続に関するガイドライン）
・異議申立手続における技術系審判官の職務の明確化（II, 2.1）
・冗長な情報の削除（III, 3.4）
・立証基準についての明確化（IV, 1.2.2.1）
・D-IV, 1.4.2 に合わせて表現を修正（IV, 2）
・Register で入手可能な付属書類は発送されないことを更新（官報 OJ EPO 2022, A28）（IV, 5.2, IV, 5.4）
・用語の修正（VI, 4.2）
・即日判決についての情報を追加（VI, 7.1）
・冗長な情報の削除（VII, 1.1）
・D-VII, 1.1 の修正に合わせて表現を修正（VII, 1.2）
・特許無効化の法的根拠について情報を追加（VIII, 1.2.1）
・Mailbox を用いた通知を含めるように表現を変更（X, 7.1）

◆Part E – Guidelines on General Procedural Matters（一般手続事項に関するガイドライン）
・郵送以外の手段による通知を含めるように表現を修正（III, 2, VI, 2, VI, 3）
・口頭審理の延期の要請についての情報を追加（III, 8.11.1）
・ビデオ会議ツールの議事録作成機能を含めるように更新（IV, 1.7）
・冗長な表現の削除（IV, 2.2）
・更なる予備的請求を認めるか否かについての情報を追加（VI, 2.2.1, VIII, 1.8）
・拒絶理由への応答期限についての情報を追加（VIII, 1.2）
・並行訴訟が終結した際の異議申立手続の早期手続に関する情報を追加（VIII, 5）

◆Part F – The European Patent Application（欧州特許出願）
・共通出願様式に基づく出願の受理について追加（II, 4.1）
・規則 48 及び F-II, 7.4 に整合するようにタイトルを修正（II, 4.4）
・規則 49(2)に準拠していない値（非 SI 単位系など）を置き換える方法についての情報を追加（II, 4.13）

・規則 48(1)(c)に整合するように「特許」への参照を削除（II, 7.4）
・請求項に記載された課題・効果が出願時点の明細書等に記載されていない場合について追記（III, 3）
・同一カテゴリーの独立請求項が複数ある場合に、拒絶理由の内容と出願人の応答の機会についての情報を追加（IV, 3.3）
・明確性に関する説明を更新（IV, 4.1）
・物の発明に対する検討が方法の発明にも同様に適用されることの明確化（IV, 4.5.4）
・あいまいな表現が明確性違反となることがあることの説明を明確化（IV, 4.7.2）
・F-IV, 4.1, F-VI, 6.4 に合わせて表現を修正（IV, 4.22）
・アラビア数字で連続的に記載されていない請求項についての情報を追加（IV, 4.23）
・機能的特徴についての小節への参照を追加（IV, 6.5）
・単一性の要件を満たさない場合に、必ずしも追加の調査費用を要さないことを明確化（V, 2.2）
・周知の課題に対する代替手段の発明についての単一性の評価に関して明確化（V, 3, V, 3.3.1）
・優先権の有効性の確認についての情報を追加（VI, 2.1）
◆Part G – Patentability（特許性）
・EPC53 条(c)（審決 T775/97）に基づいて、体内における外科的方法のみにより製造される物の請求項は認められないことについて更新（II, 4.2.1）
・EPC56 条の要件を満たすための検討基準を明確化（II, 6.2）
・ウェブサイトを先行技術とすることにおいて、検索エンジンにより得られた日付は、ウェブサイトがその日に公開されたものであることを証明できないと利用できないことを明確化（IV, 7.5.4）
・MyEPO によるオンラインメディアの引例へのアクセスを反映（官報 OJ EPO 2025、A41）（IV, 7.5.6）
・公認の博覧会がウェブサイトに公開されることの明確化（V, 4）
・F-IV, 4.6 の改定と F-IV, 4.6.1, 4.6.2 の削除に伴うタイトルの変更（VI, 1）
・新しい小々節 6.1.2.3 へ段落を移動（VI, 6.1）
・G-VI, 6.1.2.2 との相互参照を追加（VI, 6.1.2）
◆Part H – Amendments and Corrections（補正及び訂正）
・一見しての（*prima facie*）評価についての明確化（II, 2.3）
・規則 137(3)の例を追加（II, 2.3.1）
・単一性の要件を満たさない場合に関して規則 137(3)についての小々節を追加（II, 2.3.2, II, 2.3.3）
・規則 137(4)の通知における審査部の裁量について更新（II, 2.5.4）

・通知規則の変更後の Guideline 全体での用語の統一（II, 2.6, II, 3.2, VI, 2.1, VI, 3.1）
・規則 62a, 63 に基づく、請求項が補正されていない又はサーチできない場合の拒絶に関する明確化（II, 5）
・官報 OJ 2023, A98 に適合（IV, 2.2.5）
・請求された主題に関する明確化（IV, 4.1.2）
・Euro-PCT 出願における請求された主題に関する明確化（IV, 4.2）
・規則 139 に基づく訂正についての情報を更新（VI, 2.2）
・複数種類の訂正の請求への対応についての情報を更新（VI, 3.3）
・書誌情報の誤りの訂正と異議申立手続への影響、後から提出された訂正、規則 140 に基づく訂正に関する新しい小々節を追加（VI, 3.3.1, VI, 3.3.1.1, VI, 3.3.1.2, VI, 3.3.2, VI, 3.3.2.1, VI, 3.4）

２．PCT-EPO Guidelines のドラフト

今回の改訂では、先行技術の定義を拡大する新しい PCT 規則第 33 規則, 第 64 規則についての説明等が含まれ、具体的な修正内容は、当該ドラフトの変更履歴及び変更点のリスト（List of sections amended in 2026 revision）における「MAJOR AMENDMENTS（主な修正点）」、「MINOR AMENDMENTS（軽微な修正点）」等にて示されており、当該変更点には、以下のものが含まれている。

（１） MAJOR AMENDMENTS（主な修正点）

◆General Part（概要）
・Guideline 内における人物への参照は、すべてジェンダーニュートラルであることを明確化（1）
・PCT-EPO Guidelines と RO Guidelines との関係についての小々節を新設（1.2.1）
・PCT Applicant’s Guide を説明する小々節を新設（1.3）
・AI 利用について、EPC Guidelines の同様の記載への参照を追加（1.4）

◆Part A – Guidelines for Formalities Examination（方式審査に関するガイドライン）
・官報 OJ EPO 2025, A57 に基づく、提出されたカラー図面の処理について更新（V, 1.2）
・PCT 出願について、自国への国内移行を閉ざしている国（EPO に国内移行する必要がある国）についての小々節を新設（VI, 2.2）

◆Part B – Guidelines for Search（調査に関するガイドライン）
・先行技術の定義を拡大する新しい PCT 規則第 33 規則, 第 64 規則に関する説明を新設（VI, 2）

◆Part E – Guidelines on General Procedural Matters（一般手続事項に関するガイドライン）
・EPO の PPH 参加庁リストにバーレーンを追記（III, 1）

◆Part G – Substantive requirements of the application（出願の実体審査）

・先行技術の定義を拡大する新しい PCT 規則第 33 規則, 第 64 規則を反映する変更（IV, 1, IV, 6, IV, 6.1, VI, 1, VI, 3）

（２） MINOR AMENDMENTS（軽微な修正点）

◆General Part（概要）

・General Part 2.4 から移行した内容の小々節を新設（1.2）

・General Part 2.3 から移行した内容の小々節を新設（1.2.2）

・小節を削除し、General Part 2.3 に移行（2.3）

・小節を削除し、General Part 1.2 に移行（2.4）

・冗長な情報を削除（3）

◆Part A – Guidelines for Formalities Examination（方式審査に関するガイドライン）

・General Part と重複した内容の削除（I, 2）

・EPO Online Filing（OLF）の廃止を反映する更新（II, 1.2.1, II, 3.1, IV, 1.2）

・訂正が国際出願手数料に影響を与えないことの明確化（II, 6.2）

・国際出願費用が国際出願を構成する用紙の総数に影響を受けることの情報を追加（III, 4.2）

・“MyEPO Portfolio”を“My EPO”に名称変更したことによる更新（III, 4.4.2）

・読みやすさのための再構成（III, 8.2）

・WIPO-EPO 協定 Annex D-II に整合させる修正（III, 9.2）

・官報 OJ EPO 2025, A26 に基づく、EPO が ISA である場合の国際調査手数料の返還に関する説明を更新（III, 9.2.1）

・官報 OJ EPO 2025, A52 に基づく、書類の電子提出に関する説明を更新（VI, 1.8）

・官報 OJ EPO 2025, A3, A7, A8 に基づく、電子的な優先権書類の発行に関する説明を更新（VI, 1.8）

・発明者が特定されなかった場合、国内段階に影響を与えるものであり、国際段階に影響を与えないことを明確化（VI, 4）

・VII, 3.1 への参照の追加（VII, 2.3.2）

・代理人団体による代理に関する更新（VIII, 1.2）

・署名の必要性についての明確化（VIII, 3.2）

◆Part B – Guidelines for Search（調査に関するガイドライン）

・国内段階に移行したときの担当審査部の事前選定について追加（I, 2）

・冗長な情報の削除（II, 1.1）

・優先権の有効性についての情報を削除（IV, 1.1）

・PartB, C の相互参照を追加（VII, 1）

・複数の優先権を持つ PCT 出願において単一性が認められなかった場合、すべての先の出願で EPO がサーチ済みであったとしても、追加手数料の納付が求められることの説明を追加（VII, 2）
・EPC Guidelines, Part B-VIII, 1.2.2 への整合（VII, 4）
・調査対象外となる場合として、人や動物に対する手術や診断に装置を使用することを例示（VIII, 2）
・単一性を有しないことと調査を行わないことの関係性について追加（VIII, 3.6）
・国内段階に移行したときの担当審査部の事前選定について追加（XI, 3.4）
・優先期間が経過した後に出願された優先権主張を伴う国際出願の審査についての情報を追加（XI, 4.1）
・優先権が有効か無効かを問わず、優先日以降かつ出願日前に公開された文献は P 文献として扱われることを明確化（XI, 4.2）
◆Part C – Guidelines for Procedural Aspects in Chapter II（チャプターII における手続面に関するガイドライン）
・ウルグアイは EPO を国際予備審査機関に指定していないことを追加（II, 2）
・差替用紙に不備が見つかった場合の処理を追加（III, 3）
◆Part E – Guidelines on General Procedural Matters（一般手続事項に関するガイドライン）
・期間徒過の救済について、EPC Guidelines Part A-XIII, 9.2 への参照を追加（IV, 2）
・ePCT による通知は書面通知を代替するものではない、という説明を削除（VI）
◆Part F – The International Application（国際出願）
・国際調査・予備審査ガイドラインへの参照を追加（IV, 4.1）
・EPC Guidelines への参照を追加（IV, 4.2）
◆Part G – Substantive requirements of the application（出願の実体審査）
・拡大審判部審決 G1/23 の原則が EPC Guidelines で記載されているように同様に適用されることを追加（IV, 6.2.1, VI, 4）
・インターネットから入手される先行技術の例に、音声ファイル、ビデオ、その他のマルチメディア形式での公開を追加（IV, 6.4）
◆Part H – Amendments and Corrections（補正及び訂正）
・明細書の差替を行う場合に、明細書全体の差替を行うことの推奨を追加（I, 5）
・願書に記載された発明の名称と明細書に記載された発明の名称とが異なる場合に審査官が発明の名称を設定することを明確化（III, 7）
・EPO 以外の RO が差替用紙を受領していた場合、EPO における書類一式には差替用紙が含まれることを明確化（IV, 1）
・EPO 以外の管轄機関において訂正が認められたものの、実際には新規事項を含む訂正であった場合に、EPO による調査及び審査は出願当初に開示されていた内容に限定されることを追加（IV, 2.1）

３．UP Guidelines のドラフト

今回の改定では、統一特許裁判所の判例、官報等を反映して、全章に変更が加えられている。例えば、次のような点が含まれている。

・Part3 に記載されていた補償に関する内容を移行して、Part4 を新設（1.2.1）
・Register for unitary patent protection を UP Register に用語統一（1.2.2）
・UPC_CoA_796/2025 に基づき、単一効を申請する期限の厳守について記載（2.6）
・包括委任状の提出が省略できる場合について記載（8.2.4）
・EPO にて単一効の申請が却下された場合に取り得る手続きについて記載（8.9.3）

４．意見募集

・ ガイドラインに対する意見は、オンラインフィードバックフォームを通じて EPO の公式言語（英語、ドイツ語、フランス語）で提出することができ、提出期限は 2026 年 4 月 3 日。
・ （意見募集で寄せられ）匿名化された提案は、2026 年 5 月 12 日に開催される SACEPO ガイドライン作業部会の第 31 回会合で議論される。

－ EPO のニュースリリース等は、以下参照 －

（ニュースリリース）
https://www.epo.org/en/news-events/news/preview-versions-guidelines-2026-published-send-us-your-feedback

（EPC Guidelines のドラフト）
https://link.epo.org/web/legal/guidelines-epc/en-epc-guidelines-draft-2026.pdf
（EPC Guidelines のドラフト（修正履歴あり））
https://link.epo.org/web/legal/guidelines-epc/en-epc-guidelines-draft-2026-list-of-modifications.pdf
（PCT-EPO Guidelines のドラフト）
https://link.epo.org/web/legal/guidelines-pct/en-pct-epo-guidelines-draft-2026.pdf
（PCT-EPO Guidelines のドラフト（修正履歴あり））
https://link.epo.org/web/legal/guidelines-pct/en-pct-epo-guidelines-draft-2026-list-of-modifications.pdf
（UP Guidelines のドラフト）
https://link.epo.org/web/legal/guidelines-up/en-up-guidelines-2026-pre-publication.pdf
（UP Guidelines のドラフト（修正履歴あり））
https://link.epo.org/web/legal/guidelines-pct/en-up-guidelines-2026-pre-publication-list-of-modifications.pdf

（意見募集のページ）
https://www.epo.org/en/law-practice/consultation/ongoing#GL2025

－　EPO のガイドライン改訂に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照　－

- 欧州特許庁（EPO）、2025 年 4 月 1 日に発効予定の改訂審査ガイドラインについてドラフトを公開、意見募集を開始（2025 年 2 月 19 日）（PDF）
- 欧州特許庁（EPO）、2024 年 3 月 1 日に発効予定の改訂審査ガイドラインについてドラフトを公開、意見募集を開始（2024 年 2 月 8 日）（PDF）
- 欧州特許庁（EPO）、2023 年 3 月 1 日に発効予定の改訂審査ガイドラインについてドラフトを公開、意見募集を開始（2023 年 2 月 1 日）（PDF）
- 欧州特許庁（EPO）、2022 年 3 月 1 日に発効予定の改訂審査ガイドラインについてドラフトを公開、意見募集を開始（2022 年 2 月 3 日）（PDF）
- 欧州特許庁（EPO）、2021 年 3 月版の改訂審査ガイドラインのドラフトを公開（2021 年 2 月 11 日）（PDF）
- 欧州特許庁、ガイドライン改訂に関するユーザーの関与を強化（2020 年 3 月 5 日）（PDF）

（以上）